○厚生労働省
環境省　経済産業省告示第七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項及び第六項の規定に基づき、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令（平成十六年三月十八日厚生労働省・経済産業省・環境省令第四号）を実施するため、新規化学物質の名称及び特定新規化学物質の判定結果を公示する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

| 通し番号 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、同項第２号から第５号までのいずれかに該当するものである旨の通知をした新規化学物質の名称 | 整理番号 |
|---|---|---|
| 1666 | ウンデカ－10－エン酸・テトラフルオロエテン・ビニル＝アセタート・ビニル＝アルカノアート（Ｃ＝10，分枝型）・４－（ビニルオキシ）ブタン－１－オール共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、溶媒から単離したものが水、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。） | (6)－4148 |
| 1667 | ［α－｛１－（アルキル（Ｃ＝10～14，分枝型）オキシ）－３－［（プロパ－２－エン－１－イル）オキシ］プロパン－２－イル｝－ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）を主成分とする、（アルカノール（Ｃ＝10～14，分枝型）と｛［（プロパ－２－エン－１－イル）オキシ］メチル｝オキシランの反応生成物）・オキシラン重付加物］・｛アンモニウム＝α－｛１－（アルキル（Ｃ＝10～14，分枝型）オキシ）－３－［（プロパ－２－エン－１－イル）オキシ］プロパン－２－イル｝－ω－（スルホナトオキシ）ポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）を主成分とする、［（アルカノール（Ｃ＝10～14，分枝型）と｛［（プロパ－２－エン－１－イル）オキシ］メチル｝オキシランの反応生成物）・オキシラン重付加物の硫酸エステル化反応生成物のアンモニウム塩］｝・アンモニウム＝α－（３－メチルブタ－３－エン－１－イル）－ω－（スルホナトオキシ）ポリ［オキシエタン－１，２－ジイル／オキシ（エチルエタン－１，２－ジイル）］・２－エチルヘキシル＝プロパ－２－エノアート・α－ヒドロ－ω－［（３－メチルブタ－３－エン－１－イル）オキシ］ポリ［オキシエタン－１，２－ジイル／オキシ（エチルエタン－１，２－ジイル）］ブチル＝プロパ－２－エノアート・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (7)－4025 |
| 1668 | 末端に１－メトキシ－２－メチル－１－オキソプロパン－２－イル基を有する、１－エチルシクロペンチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・４－エテニルフェノール・４－ヒドロキシフェニル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・*tert*－ブチル＝プロパ－２－エノアート・*tert*－ブチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)－4149 |
| 1669 | 末端に｛３－［（２－エチルヘキシル）オキシ］－３－オキソプロピル｝スルファニル基を有する、エチル＝プロパ－２－エノアート・２－エチルヘキシル＝プロパ－２－エノアート・エテニルベンゼン・２－（２－エトキシエトキシ）エチル＝プロパ－２－エノアート・オキシラニルメチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・ジエテニルベンゼン・ブチル＝プロパ－２－エノアート・ブチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・プロパ－２－エン酸・*N*－（２－メチル－４－オキソペンタン－２－イル）プロパ－２－エンアミド・２－メチルプロパ－２－エン酸・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水及び酸に不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のオキシラニルメチル＝２－メチルプロパ－２－エノアートの含有率が５重量％以下であるものに限る。） | (6)－4150 |
| 1670 | 末端に［３－（３－メトキシブトキシ）－３－オキソプロピル］スルファニル基を有する、エチル＝プロパ－２－エノアート・２－エチルヘキシル＝プロパ－２－エノアート・エテニルベンゼン・オキシラニルメチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート・プロパ－２－エン酸・２－メチルプロパ－２－エン酸・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のオキシラニルメチル＝２－メチルプロパ－２－エノアートの含有率が５重量％以下であるものに限る。） | (6)－4151 |
| 1671 | シクロヘキシル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・プロパ－２－エン酸共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が５％以下であるものに限る。） | (6)－4152 |
| 1672 | （オキシラニルメチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート重合物とプロパ－２－エン酸とプロパ－２－エン酸無水物と２－メチルプロパ－２－エン酸無水物のエステル化反応生成物（オキシラン環を含まないものに限る。））とオキソラン－２，５－ジオンのエステル化反応生成物（水及び酸に不溶であり、分子量1,800未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)－4153 |
| 1673 | ニメタクリル酸エチレン・２－ヒドロキシ－３－（メタクリロイルオキシ）プロパンスルホン酸共重合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。） | (6)－4154 |
| 1674 | ベンジル＝（２－{[(２*S*)－１－{[１－(４－ヒドロキシフェニル)－３－オキソプロパン－２－イル]アミノ}－１－オキソプロパン－２－イル］アミノ｝－２－オキソエチル）カルバマート | (3)－4752 |
| 1675 | ビス［４－({６－[(プロパ－２－エノイル）オキシ］ヘキシル｝オキシ）フェニル］＝２－｛[(１，３－ベンゾチアアゾール－２－イル）（６－｛[(ナフタレン－１－イル）アセチル］オキシ｝ヘキシル）ヒドラジニリデン］メチル｝－１，４－フェニレン＝ビス［(１*r*，４*r*）－シクロヘキサン－１，４－ジカルボキシラート］ | (5)－7139 |
| 1676 | エテニルベンゼン・６，６－ジメチル－２－メチリデンビシクロ［３．１．１］ヘプタン・２，６，６－トリメチルビシクロ［３．１．１］ヘプタ－２－エン・１－メチル－４－（プロパ－１－エン－２－イル）シクロヘキサ－１－エン共重合物（開環重合物を含むものに限る。） | (6)－4155 |
| 1677 | エテニル＝アセタート・α－ヒドロ－ω－［（３－メチルブタ－３－エン－１－イル）オキシ］ポリ［オキシエタン－１，２－ジイル／オキシ（エチルエタン－１，２－ジイル）］共重合物の加水分解反応生成物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (7)－4026 |
| 1678 | １，１′－（オクタヒドロ－１*H*－４，７－メタノインデン－１，５－ジイル）ジメタンアミン・１，１′－（オクタヒドロ－１*H*－４，７－メタノインデン－１，６－ジイル）ジメタンアミン・１，１′－（オクタヒドロ－１*H*－４，７－メタノインデン－２，５－ジイル）ジメタンアミン・フラン－２，５－ジオン・[８，８′－(４－ヘキシル－３－オクチルシクロヘキサン－１，２－ジイル）ジ（オクタン－１－アミン）を主成分とする、不飽和脂肪酸（Ｃ＝18）の二量体として得られる環式及び非環式ダイマー酸を還元しアミノ化して得られるダイマージアミン（カルボキシ基をアミノメチル基にしたものに限る。）]・１*H*，３*H*－ベンゾ［１，２－*c*：４，５－*c*′］ジフラン－１，３，５，７－テトラオン重縮合物（ポリイミドに限る。）（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (7)－4027 |
| 1679 | アゼパン－２－オン・安息香酸・ヘキサン－１，６－ジアミン重縮合物（数平均分子量が1,000以上であり、水、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。） | (7)－4028 |
| 1680 | ２－エチルヘキシル＝プロパ－２－エノアート・２－（２－エトキシエトキシ）エチル＝プロパ－２－エノアート・４－ヒドロキシブチル＝プロパ－２－エノアート・プロパ－２－エン酸共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。） | (6)－4156 |